

大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年11月22日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第15号

大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程の一部を
改正する規程

大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程（平成29年大阪広域水道企業団管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 (略) <u>2 前項に定めるもののほか、この規程において「市町村域水道事業」とは、大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第2号）第3条第2項第1号イに定める表の第1欄に掲げる事業をいう。</u>	(定義) 第2条 (略)
(指定の基準) 第5条 (略) (1)・(2) (略) (3) (略) ア～ウ (略) エ <u>第8条第1項</u> の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 オ・カ (略)	(指定の基準) 第5条 (略) (1)・(2) (略) (3) (略) ア～ウ (略) エ <u>第8条</u> の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 オ・カ (略)
(指定証の交付) 第6条 (略) 2 指定事業者は、事業の廃止を届け出たとき、又は <u>第8条第1項</u> の規定により指定の取消しを受けたときは、指定証を企業長に返納しなければならない。 3 指定事業者は、事業の休止を届け出た	(指定証の交付) 第6条 (略) 2 指定事業者は、事業の廃止を届け出たとき、又は <u>第8条</u> の規定により指定の取消しを受けたときは、指定証を企業長に返納しなければならない。 3 指定事業者は、事業の休止を届け出た

とき、又は第9条第1項の規定により指定の効力の停止を受けたときは、指定証を企業長に提出しなければならない。

4 企業長は、前項の指定事業者が事業の開始を届け出たとき、又は第9条第1項の規定による指定の効力の停止が満了したときは、指定証を返還するものとする。

5 (略)

(指定の取消し)

第8条 (略)

(1)～(5) (略)

(6) 第14条の規定による企業長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。

(7) 第15条の規定による企業長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(8) (略)

2 前項の規定による指定の取消しに関し必要な事項は、別に定める。

(指定の停止)

第9条 企業長は、前条第1項各号のいずれかに該当する場合において、指定事業者に参酌すべき特段の事情があるときは、指定の取消しに替えて、12月を超えない期間を定め指定の効力を停止することがある。

2 前項の規定による指定の効力の停止に関し必要な事項は、別に定める。

(指定等の公示)

第10条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 第8条第1項の規定により指定事業者の指定を取り消したとき。

(4) 前条第1項の規定により指定事業者の指定の効力を停止したとき。

とき、又は第9条の規定により指定の効力の停止を受けたときは、指定証を企業長に提出しなければならない。

4 企業長は、前項の指定事業者が事業の開始を届け出たとき、又は第9条の規定による指定の効力の停止が満了したときは、指定証を返還するものとする。

5 (略)

(指定の取消し)

第8条 (略)

(1)～(5) (略)

(6) 第16条の規定による企業長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。

(7) 第17条の規定による企業長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(8) (略)

(指定の停止)

第9条 企業長は、前条各号のいずれかに該当する場合において、指定事業者に参酌すべき特段の事情があるときは、指定の取消しに替えて、12月を超えない期間を定め指定の効力を停止することがある。

(指定等の公示)

第10条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 第8条の規定により指定事業者の指定を取り消したとき。

(4) 前条の規定により指定事業者の指定の効力を停止したとき。

様式第1号（第6条関係）

(略)

上記の者は、大阪広域水道企業団市町村域水道事業指定給水装置工事事業者であることを証する。

(略)

(備考) (略)

様式第2号（第6条関係）

(略)

大阪広域水道企業団企業長 様

(略)

指定番号	第 号
申請理由	<input type="checkbox"/> 名称変更 <input type="checkbox"/> 代表者変更（法人のみ） <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> 紛失

(略)

(備考) (略)

様式第1号（第6条関係）

(略)

上記の者は、大阪広域水道企業団水道事業指定給水装置工事事業者であることを証する。

(略)

(備考) (略)

様式第2号（第6条関係）

(略)

大阪広域水道企業団企業長 様

(水道事業)

(略)

指定番号	第 号
申請理由	<input type="checkbox"/> 名称変更 <u>(法人のみ)</u> <input type="checkbox"/> 代表者変更（法人のみ） <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> 紛失

(略)

(備考) (略)

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に改正前の大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程（以下「旧規程」という。）様式第1号により交付されている指定証は、改正後の大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程（以下「新規程」という。）様式第1号により交付された指定証とみなす。

3 この規程の施行の際現に旧規程様式第2号により提出されている申請書は、新規程様式第2号により提出されたものとみなす。

4 旧規程の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規程の様式により作成した用紙として使用することができる。